

防官文第2630号  
2 9 . 3 . 3

各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

大臣官房長  
(公印省略)

防衛省における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理実行計画について（依頼）

標記について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成28年7月26日閣議決定）に基づき、別添のとおり策定したので、その実施に遺漏なきを期せられたく依頼する。

なお、官施第9381号（14.11.12）は廃止する。

添付書類：防衛省における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理実行計画  
配布区分：大臣官房各課長及び訟務管理官

## 防衛省における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理実行計画

平成29年3月

防衛省

## — 目 次 —

### 【本編】

第1章 経緯及び概要について	1
第2章 取組方針について	5
第3章 実施状況について	8
第4章 その他の取組について	9
第5章 報告様式について	10

### 【別添】

別添1 掘り起こし調査の実施要領
別添2 実行計画に基づく様式集
別添3 種別対応表

## **第1章 経緯及び概要について**

- ポリ塩化ビフェニルは、化学的安定性、難分解性、高絶縁性、不燃性、高蓄積性等の性質を有する物質であり、従来より、熱媒体、変圧器、コンデンサ、感圧複写紙等、幅広い分野で使用されてきたところである。そのような中、昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からポリ塩化ビフェニルが検出され、また我が国では、昭和43年、食用油の製造過程において、熱媒体として使用していたポリ塩化ビフェニルが当該油に混入し、甚大な健康被害をもたらしたカネミ油症事件が発生する等、様々な社会的問題が生じたところである。これらを踏まえ、昭和47年以降、我が国での製造は禁止されたものである。
- このように、ポリ塩化ビフェニルの有する難分解性、高蓄積性等は将来にわたり地球規模の環境汚染や健康被害をもたらすことから、そのような汚染の進行を防止するため、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成13年に採択されたところであり、我が国も平成14年に同条約に加入し、平成40年までの適正処分に向けて、我が国を含めた国際社会が協調してポリ塩化ビフェニル対策に取り組んでいる状況である。
- 我が国では、平成13年、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）」が制定され、日本環境安全事業株式会社（現在の中間貯蔵・環境安全事業株式会社）を活用した拠点的広域処理体制施設の整備に着手し、平成16年の北九州事業を始め、豊田事業（平成17年）、東京事業（平成17年）、大阪事業（平成18年）、北海道事業（平成20年）による処理体制が始まるとともに、各事業対象地域ごとに、処分期間（平成30～35年）が設定されたところである。そのため、変圧器やコンデンサ等、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者であり高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者でもある防衛省としては、処分期間内における適正処分に向け、従前から取り組んできたところである。
- 今般、特別措置法が平成28年5月に改正され、事業対象地域ごとに、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し、処分期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することが義務付けられるとともに、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄（ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等が法的に義務付けられたところである。

- また、平成 28 年 7 月 26 日に閣議決定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)」において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、処分期間内における適正処分を確実に行うため、実行計画を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされたものである。
- 以上を踏まえ、防衛省が保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分等を早期に実行するため、本計画において必要事項を定めるものである。なお、本計画の対象期間は、平成 35 年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限。）までとする。

**【中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の概要】**

事業名 (実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	事業の時期		
				処分期間	計画的処理完了期限	事業終了準備期間※
北九州 (福岡県北九州市若松区響町1丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	平成30年3月31日まで	平成31年3月31日	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域(大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。)		平成33年3月31日まで	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成36年3月31日まで
大阪 (大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	平成33年3月31日まで	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
東京 (東京都江東区青海3丁目地先)	大型変圧器・コンデンサー等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域(小型電気機器の一部に限る。)	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市仲町)	大型変圧器・コンデンサー等	E地域		平成34年3月31日まで	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域(東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。)		平成35年3月31日まで	平成36年3月31日	平成36年4月1日から平成38年3月31日まで

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

A 地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B 地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县

C 地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D 地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E 地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

※事業終了準備期間：基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。

## **第2章 取組方針について**

- 基本計画を踏まえ、以下の取組方針の下、各取組を積極的に推進する。

**【方針1】**自ら管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態を改めて調査し、処分期間内に一日でも早く処分・廃棄を行うこと

### 1. 既届出分の早期処理推進に向けた取組

- (1) 防衛省が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。
- (2) 防衛省が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、特別措置法で定める処分期間内に早期の処理を完了するように、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託等を確実に行うとともに、これらの取組をできる限り加速化する。
- (3) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する全国5箇所の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに処分期間が異なるため、事業対象地域ごとの保管・所有量を把握し、それぞれの処分期間に応じて明確な進捗管理を行う。特に、北九州事業エリアは、平成29年度末までに高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー等を処分委託する必要があるため、早急な対応を行う。

### 2. 掘り起こし調査による確実処理推進に向けた取組

- (1) 既届出分の把握や早期処理だけではなく、期限内の確実な処理のため、管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査を改めて実施する。  
なお、掘り起こし調査の実施手順については、【別添1】に示すとおりとし、変圧器、コンデンサー等に関しては、平成29年12月末までに本調査を終了させ、安定器、汚染物等に関しては、平成29年4月末までに予備調査(※)を終了させることとする。

ただし、北九州事業エリアにおける変圧器、コンデンサーについては、処理期間が平成30年3月末と差し迫っていることから、変圧器、コンデンサー等に係る掘り起こし調査を平成29年8月末までに終了させることとする。

(※) 安定器、汚染物等に係る本調査の手順及び調査終了期日については、現在、環境省を中心に検討している段階であり、別途通知することとする。

- (2) 変圧器、コンデンサー等の掘り起こし調査（本調査）として、年次点検もしくは設備管理書類等の確認（以下、「年次点検等」とする。）を実施することとなるが、平成28年度内に調査を実施する場合は、その調査結果を【別添2】の（様式1）に則り、平成29年4月末までに、内部部局大臣官房文書課環境対策室長宛に報告（以下、「内部部局に報告」とする。）すること。平成28年度内ではなく、平成29年度に調査を予定している場合は、その調査実施予定時期を【別添2】の（様式2）に則り、平成29年4月末までに、内部部局に報告すること。各幕・各機関等においては、調査の結果、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物又は使用製品の所有又は使用が判明した場合、速やかに、特別措置法又は電気事業法に基づく所定の手続きを実施すること。そして、調査時期が平成29年度の場合、調査結果を、【別添2】の（様式3）に則り、平成29年12月末までに（北九州事業エリアについては平成29年9月末までに）、内部部局に報告すること。
- (3) また、安定器、汚染物等については、掘り起こし調査（予備調査）の結果、ポリ塩化ビフェニルを含有している安定器等が保管・使用されている可能性に関して、各幕・各機関等にて調査結果をとりまとめの上、【別添2】の（様式4）に則り、平成29年4月末までに内部部局に報告すること。
- (4) なお、掘り起こし調査の主目的は、処分期間が迫っている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は使用製品を新たに見出すことであるが、調査の結果、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は使用製品が見出された場合も、これらは処分期間が平成39年3月末とされており、着実な処理が必要なことを踏まえ、低濃度についても調査結果を報告すること。

**【方針2】補助金の交付等を行っている施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態を改めて調査し、処分期間内に一日でも早く処分・廃棄を要請すること**

**1. 既届出分の早期処理推進に向けた取組**

- 防衛省が所管する独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（※）が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握し、処分期間内に早期の処理を完了するよう同法人に要請する。

**2. 掘り起こし調査による確実処理推進に向けた取組**

- 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対し、同法人が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、徹底した掘り起こし調査を行うよう要請する。

（※）基本計画に定めのある「補助金の交付等を行っている施設（地方公共団体の管理する施設等を除く。）等」とは、各省庁が所管する独立行政法人及び特殊法人であって、運営費交付金を交付している独立行政法人又は施設等の建設・維持・管理に対し、国の補助金等が充てられている独立行政法人及び特殊法人が管理する施設等に限るものとする。

### **第3章 実施状況について**

#### 1. 実施状況の管理要領

- 第2章に示された取組方針に基づく各取組を着実に実施するにあたり、実施状況を多角的、定量的に把握し、処理の見通しを立てることは、進捗管理をする上で極めて重要となる。そのため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定量等を【別添2】の（様式5～14）のとおり整理し、進捗を管理することとする。

#### 2. 実施状況の報告要領

- 各幕・各機関等におかれては、従前から、特別措置法や電気事業法に基づく届け出を都道府県等に対して、毎年度、適正に実施しているところであるが、本計画の取組方針を達成するため、毎年、年度末の保管・所有状況を【別添2】の（様式5～14）に則り、翌年度7月末までに、内部部局に報告すること。なお、報告にあたり、各幕・各機関等内で担当部署が複数に及ぶ際は、各自が緊密に連携し、情報に漏れがないよう留意するとともに、処分期間内における処理を確実なものとするため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録が未実施の事情等を確認する等、的確なフォローアップを行うこと。

#### 3. 実施状況の公表要領

- 防衛省における取組の透明性を確保するとともに、政府自ら率先して取り組むことで、民間への波及を促す観点から、防衛省として実施状況をとりまとめた後、毎年度公表することとする。

## **第4章 その他の取組について**

- 本計画は、主に、処分期間が間近に迫っている高濃度ポリ塩化ビフェニルに着目した計画ではあるが、基本計画では、低濃度ポリ塩化ビフェニルについても、処分期間が平成39年3月末とされており、これらの処分を適正かつ着実に進めていくことが必要である。
- そのため、高濃度ポリ塩化ビフェニルと同様、低濃度ポリ塩化ビフェニルについても、実施状況を【別添2】の（様式5、6）及び（様式15）により整理し、進捗を管理するので、前章で示した「2. 実施状況の報告要領」に則り、毎年、年度末における低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品の保管・所有状況を、翌年度7月末までに、内部部局に報告することとする。
- また、高濃度ポリ塩化ビフェニル同様、低濃度ポリ塩化ビフェニルについても、前章で示した「3. 実施状況の公表要領」に則り、防衛省として実施状況をとりまとめた後、毎年度公表することとする。

## **第5章 報告様式について**

- 報告様式の一覧は次のとおりである。

報告内容	報告様式	報告期日
◆掘り起こし調査に係る報告 【変圧器、コンデンサー等（本調査）】  ①平成 28 年度年次点検等実施結果  ②平成 29 年度年次点検等予定時期  ③平成 29 年度年次点検等実施結果  【安定器、汚染物等（予備調査）】  ④施設の建設年度等	様式 1  様式 2  様式 3  様式 4	①平成 29 年 4 月末  ②平成 29 年 4 月末  ③平成 29 年 12 月末 (北九州事業エリア内については、平成 29 年 9 月末)  ④平成 29 年 4 月末
◆実施状況に係る報告	様式 5～7  様式 8～15 のうち、該当するもの	毎年 7 月末

- 報告の作成にあたり、旧特別措置法、新特別措置法、基本計画に用いられている用語の対応関係を【別添 3】に整理したので、参照されたい。

## 【別添 1】

### 掘り起こし調査の実施要領

防衛省における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理実行計画に基づき、防衛省が管理する施設等において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査を実施し、特別措置法で定められている処分期間末日までの処理を確実に完了させる必要がある。

このため、各幕・各機関等においては、本実施要領に基づき、適正かつ確実な処理を推進することとする。なお、使用中の自家用電気工作物等の掘り起こし調査にあたっては、感電の恐れがあるなど大変危険であることから、電気主任技術者、電気工事関係者等の協力を得て、調査に取り組むこととする。

また、掘り起こし調査により新たにポリ塩化ビフェニルが見つかった際は、都道府県市への届出、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）への登録を早急に行うこととする。

#### 1. 変圧器・コンデンサー等の掘り起こし調査

##### (1) 掘り起こし調査の方法

###### ア 高濃度 PCB を含有する変圧器・コンデンサー等

(ア) 高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし調査について、電気事業法では、電気主任技術者に対して年次点検等での高濃度 PCB 含有電気工作物の有無の確認を義務づけ、自家用電気工作物設置者に対して当該確認をさせることを要求しているところである。自家用電気工作物設置者である各駐屯地・基地司令等は、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に、徹底した現場確認（設置現場での目視による確認）を実施させる又は委託すること。なお、現場確認にあたっては、感電事故防止のため、停電を伴う年次点検において行うこととする。

(イ) 年次点検における現場確認にあたっては、廃棄物となった PCB 含有電気工作物が電気室等に残置されていないか丁寧に確認することとする。

(ウ) 原則、現場確認が必要となるが、銘板の写真や写しで確認し、これを保管している場合又は製造者名・表示記号等が記載された工事関係書類又は設備管理関係書類で確認しこれを保管している場合には、現場確認を省略することも可能である。ただし、前年度の確認の後に平成 28 年経済産業省告示第 237 号で定めた電気工作物※が新たに設置された場合にあっては、他で使用されていた高濃

度 PCB 含有電気工作物が流用されていないかの現場確認が必要となる。

- (エ) 平成 29 年度に年次点検を実施する場合、JESCO 北九州事業エリアについては、平成 29 年 8 月末までに、それ以外の地域においては、平成 29 年内に実施することとし、可能な限り、前倒しで実施するよう計画を組むこととする。
- (オ) 特に、昭和 28 年（1953 年）から昭和 47 年（1972 年）までに国内で製造された変圧器・コンデンサーには高濃度に PCB が使用されていることがあるため、施設の建築年が当該期間内及びその前後に当たる場合、過去に PCB 廃棄物を保管又は PCB 使用製品を所有していた記録があるにもかかわらず、処理実績がない場合などは、施設内に、届出がされていない高濃度 PCB 廃棄物又は高濃度 PCB 使用製品が存在する可能性が高いため、施設の建築年、各種記録等の有無の確認を行うこと。
- (カ) 新たな高濃度 PCB 廃棄物又は高濃度 PCB 使用製品が確認された場合は、高濃度 PCB 使用製品については、早急に使用を止め、高濃度 PCB 廃棄物については、保管の届出、JESCO への機器情報の登録、JESCO への処分委託等を早急に実施すること。
- (キ) 平成 28 年度内に年次点検を実施する場合は、①その調査結果を、平成 29 年度に年次点検を実施する場合は、②その実施予定日（時期）を、平成 29 年 4 月末までに報告すること。また平成 29 年に年次点検を実施する場合は、その調査結果を、平成 29 年 12 月末（北九州事業エリアについては 9 月末）までに報告すること。

※平成 28 年経済産業省告示第 237 号では、PCB を含有する可能性のある電気工作物として、①変圧器、②電力用コンデンサー、③計器用変成器、④リアクトル、⑤放電コイル、⑥電圧調整器、⑦整流器、⑧開閉器、⑨遮断器、⑩中性点抵抗器、⑪避雷器、⑫OF ケーブルの 12 種類を挙げているところ。

#### イ 低濃度 PCB を含有する可能性のある変圧器・コンデンサー等

- (ア) 低濃度 PCB を含有する変圧器・コンデンサー等については、製造年月日等から PCB 含有の有無の可能性を確認することが可能であり、年次点検の際、製造年月日及び変圧器については絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われているかどうかの確認を行い、以下の要件に該当する変圧器又はコンデンサーを保管、所有している場合は、PCB を含有している可能性があるため報告すること。
- I. 絶縁油の入替ができないコンデンサーは、平成 2 年（1990 年）以前に製造されたものであること。

II. 一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成5年（1993年）以前に出荷された機器であること、または、平成6年（1994年）以後に出荷されたものであって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われたものであること。

(イ) なお、これらの要件に該当する変圧器・コンデンサーについては、低濃度PCBに汚染されている可能性があり、順次、絶縁油を採取してPCB濃度の測定を実施すること。

## (2) 高濃度PCBの含有有無の判別方法

ア 銘板（製造年月、機器メーカー、表示記号等）の確認

イ 各メーカーへの問合せ

※詳細は、以下のホームページを参照されたい

(一社) 日本電機工業会 <http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis pcb/faq.html>

## 2. 安定器、汚染物等の掘り起こし調査

### ・掘り起こし調査の方法

ア 安定器や汚染物等の掘り起こし調査（本調査）については、現在、環境省を中心**に調査手順を検討しております、平成29年4月以降、改めて、実施要領を示すこととする。**

イ このため、本調査に先立ち、以下の予備調査を実施することとする。

(予備調査の方法)

・所有する施設を建設した時期及び照明器具を交換した時期を確認するとともに、施設を建設した時期又は照明器具を交換した時期が、昭和32年（1957年）から昭和52年（1977年）3月までのものであれば、PCB含有安定器が保管・使用されている可能性があるため、建設した時期が当該期間に当たる場合、照明器具を交換した時期も確認の上、報告すること（建設した時期が当該期間に該当しない場合、報告する必要はない）。

・調査結果は、平成29年4月末までに報告すること。

ウ 汚染物等については、一連の調査の過程で新たにPCBが含有されていると思われるものが見出された場合のみ、平成29年4月末までに報告すること。

エ 今後については、予備調査の結果を踏まえ、安定器、汚染物等の掘り起こし調査の対象を絞り込んだ上で、今後、環境省が提示する本調査の実施要領に則り、調査を実施する方針である。

<参考情報（PCB含有安定器の判別方法等）>

(一社) 日本照明工業会 <http://www.jlma.or.jp/kankyo pcb/index.htm>

## 【別添2】

### 実行計画に基づく様式集

掘り起こし調査		(様式1)	(平成28年度内に実施する場合) 変圧器、コンデンサー等の掘り起こし調査結果
		(様式2)	(平成29年度内に実施する場合) 変圧器、コンデンサー等掘り起こし調査の実施予定報告
		(様式3)	(平成29年度内に実施する場合) 変圧器、コンデンサー等の掘り起こし調査結果
		(様式4)	安定器、汚染物等の掘り起こし調査結果（予備調査）
保管・所有量 (総括表)		(様式5)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量（高濃度及び低濃度）
		(様式6)	ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量（高濃度及び低濃度）
		(様式7)	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等
保管・所有量 (JESCO事業対象地域別)	変圧器、コンデンサー等	(様式8)	JESCO北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等 (処分期間：平成30年3月31日まで)
		(様式9)	JESCO大阪事業の事業対象地域における保管量・所有量等 (処分期間：平成33年3月31日まで)
		(様式10)	JESCO豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等 (処分期間：平成34年3月31日まで)
		(様式11)	JESCO東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等 (処分期間：平成34年3月31日まで)
		(様式12)	JESCO北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等 (処分期間：平成34年3月31日まで)
保管・所有量 (安定器、汚染物等)	(様式13)	JESCO北九州・JESCO大阪・JESCO豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等 (処分期間：平成33年3月31日まで)	
		(様式14)	JESCO東京・JESCO北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等 (処分期間：平成35年3月31日まで)
保管・所有量 (低濃度)	(様式15)	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等	

(様式 1 )

(平成28年度内に実施する場合)

## 変圧器、コンデンサー等の掘り起こし調査結果

### 1 調査実施者

記入日	平成 年 月 日
駐屯地、基地等名	
所在地	〒
担当部署	
電話番号	

### 2 変圧器、コンデンサー等の掘り起こし調査

①自家用電気工作物年次点検

平成 年 月 日 実施済み

もしくは、

②設備管理関係書類等の確認

平成 年 月 日 実施済み

③PCBを含む変圧器、コンデンサー等の新たな発見の有無

有 • 無

④有の場合、新たに発見された変圧器、コンデンサー等について以下を記入のこと

番号	使用製品の種類	濃度区分	量		所有届出 予定年月	廃棄 予定年月
			台数又は容器 の数	総重量 (1台当たり重量 ×台数)		
1						
2						
3						

番号	廃棄物の種類	濃度区分	量		保管届出 予定年月	処分 予定年月
			台数又は容器 の数	総重量 (1台当たり重量 ×台数)		
1						
2						
3						

### 【留意事項】

- 「所有届出予定年月」及び「保管届出予定年月」とは、本調査票提出後に、都道府県市に届出を予定している年月。
- 「廃棄予定年月」とは、PCB使用製品を廃棄することを予定している年月。
- 「処分予定年月」とは、PCB廃棄物の処分を他人に委託すること予定している年月。

### 3 低濃度PCBを含有する恐れのある変圧器、コンデンサー等

番号	使用製品の種類	製造年月	絶縁油交換年月	量 (台数又は総重量)
1				
2				
3				

番号	廃棄物の種類	製造年月	絶縁油交換年月	量 (台数又は総重量)
1				
2				
3				

### 【留意事項】

- 掘り起こし調査実施要領 1 (1) イに示す条件に該当するもののみ記入すること。
- 絶縁油交換年月に関しては変圧器のみ対象。

(様式2)

(平成29年度に実施する場合)

### 変圧器、コンデンサー等掘り起こし調査の実施予定報告

駐屯地、基地等名	実施予定期間 (※1)	実施方法 (※2)	備考

(※1) 予定期間が決まっている場合は月日まで、決まっていない場合は予定期間を記載

(※2) ①「年次点検」もしくは ②「設備管理関係書類等の確認」のいずれかを記載

(様式3)

(平成29年度に実施する場合)

## 変圧器、コンデンサー等の掘り起こし調査結果

### 1 調査実施者

記入日	平成 年 月 日
駐屯地、基地等名	
所在地	〒
担当部署	
電話番号	

### 2 変圧器、コンデンサー等の掘り起こし調査

①自家用電気工作物年次点検 平成 29 年 月 日実施済み

もしくは、

②設備管理関係書類等の確認 平成 29 年 月 日実施済み

③PCBを含む変圧器、コンデンサー等の新たな発見の有無

有・無

④有の場合、新たに発見された変圧器、コンデンサー等について、以下を記入のこと

番号	使用製品の種類	濃度区分	量		所有届出 予定年月	廃棄 予定年月
			台数又は容器 の数	総重量 (1台当たり重量 ×台数)		
1						
2						
3						

番号	廃棄物の種類	濃度区分	量		保管届出 予定年月	処分 予定年月
			台数又は容器 の数	総重量 (1台当たり重量 ×台数)		
1						
2						
3						

### 【留意事項】

- 「所有届出予定年月」及び「保管届出予定年月」とは、本調査票提出後に、都道府県市に届出を予定している年月。
- 「廃棄予定年月」とは、PCB使用製品を廃棄することを予定している年月。
- 「処分予定年月」とは、PCB廃棄物の処分を他人に委託すること予定している年月。

### 3 低濃度PCBを含有する恐れのある変圧器、コンデンサー等

番号	使用製品の種類	製造年月	絶縁油交換年月	量 (台数又は総重量)
1				
2				
3				

番号	廃棄物の種類	製造年月	絶縁油交換年月	量 (台数又は総重量)
1				
2				
3				

### 【留意事項】

- 掘り起こし調査実施要領 1 (1) イに示す条件に該当するもののみ記入する。
- 絶縁油交換年月に関しては変圧器のみ対象。

(様式4)

## 安定器、汚染物等の掘り起こし調査結果

### 1 調査実施者

記入日	平成 年 月 日
駐屯地、基地等名	
所在地	〒
担当部署	
電話番号	

### 2 PCBを含む安定器が存在する恐れのある施設情報

番号	建物名	建設年月	最後に照明器具交換した時期の下記期間該当性 (該当する:○、該当しない:×)
1			
2			
3			
4			
5			

#### 【留意事項】

- 掘り起こし調査実施要領2(1)イに示すように、建設年月が昭和32年(1957年)から昭和52年(1977年)3月に該当する建物があればリスト化すること。
- リスト化した建物について、その照明器具を交換した時期が昭和32年(1957年)から昭和52年(1977年)3月に該当するか否かを判定の上、○か×を記入のこと。
- 同一の建設年月の建物はまとめて記載可。
- 屋上、街灯、倉庫、エレベーター等、見落としやすい部分も確認する。

### 3 その他汚染物等

番号	廃棄物の種類	濃度区分	量		保管届出年月	処分予定年月
			容器の数等	総重量		
1						
2						
3						

(様式5)

### ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量(高濃度及び低濃度)

(平成〇年3月末現在)

(※) 続く

(様式 6)

### ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量(高濃度及び低濃度)

(平成〇年3月末現在)

(※) 続く

(様式7)

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量等>

(平成○年3月末現在)

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の処分予定 量※
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー 等	台			
③安定器	個			
④小型変圧器・コン デンサー	個			
⑤その他汚染物等	kg			

※中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との調整事項であり、変更がありうる。以下同じ。

※種別欄の①から⑤の分類については、【別添3】にある実行計画上の種別とし、対応がないものは計上しない。以下同じ。

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等>

(平成○年3月末現在)

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定 量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー 等	台			
③安定器	個			
④小型変圧器・コン デンサー	個			
⑤その他汚染物等	kg			

(様式8)

JESCO北九州事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成30年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

(平成〇年3月末現在)

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー 等	台			
④小型変圧器・コン デンサー	個			

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

(平成〇年3月末現在)

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー 等	台			
④小型変圧器・コン デンサー	個			

(様式9)

JESCO大阪事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期  
間：平成33年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

(平成〇年3月末現在)

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー 等	台			
④小型変圧器・コン デンサー	個			

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

(平成〇年3月末現在)

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー 等	台			
④小型変圧器・コン デンサー	個			

(様式10)

JESCO豊田事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成34年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

(平成○年3月末現在)

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー等	台			
④小型変圧器・コンデンサー	個			

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

(平成○年3月末現在)

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー等	台			
④小型変圧器・コンデンサー	個			

(様式11)

JESCO東京事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成34年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

(平成○年3月末現在)

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー等	台			
④小型変圧器・コンデンサー	個			

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

(平成○年3月末現在)

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー等	台			
④小型変圧器・コンデンサー	個			

(様式12)

JESCO北海道事業の事業対象地域における保管量・所有量等（処分期間：平成34年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

(平成〇年3月末現在)

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー等	台			
④小型変圧器・コンデンサー	個			

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

(平成〇年3月末現在)

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
①大型変圧器等	台			
②大型コンデンサー等	台			
④小型変圧器・コンデンサー	個			

(様式13)

JESCO北九州・JESCO大阪・JESCO豊田事業の事業対象地域における  
保管量・所有量等（処分期間：平成33年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

(平成○年3月末現在)

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
③安定器	個			
⑤その他汚染物等	kg			

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

(平成○年3月末現在)

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
③安定器	個			
⑤その他汚染物等	kg			

(様式14)

JESCO東京・JESCO北海道事業の事業対象地域における保管量・所  
有量等（処分期間：平成35年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

(平成○年3月末現在)

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の処分予定量
③安定器	個			
⑤その他汚染物等	kg			

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品>

(平成○年3月末現在)

種別	単位	使用量	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社への登録済量	各年度の廃棄予定量
③安定器	個			
⑤その他汚染物等	kg			

(様式15)

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等

<低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物> (平成○年3月末現在)

種別	単位	保管量	各年度の処分予定量
①大型変圧器等	台		
②大型コンデンサー等	台		
③安定器	個		
④小型変圧器・コンデンサー	個		
⑤その他汚染物等	kg		

<低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品> (平成○年3月末現在)

種別	単位	使用量	各年度の廃棄予定量
①大型変圧器等	台		
②大型コンデンサー等	台		
③安定器	個		
④小型変圧器・コンデンサー	個		
⑤その他汚染物等	kg		

【別添3】

種 別 対 応 表

	特措法上の旧用語	特措法上の新用語	基本計画(※)における「高濃度PCBに係る発生量、保管量及び処分量見込表」に対応する用語
変圧器類	高圧トランス	変圧器（トランス）	①大型変圧器等
	低圧トランス	変圧器（トランス）	①大型変圧器等（10kg以上） ④小型変圧器・コンデンサー（10kg未満）
	繼電器用トランス	変圧器（トランス）	④小型変圧器・コンデンサー
	電圧不明トランス	変圧器（トランス）	①大型変圧器等（10kg以上） ④小型変圧器・コンデンサー（10kg未満）
	ネオントランス	ネオン変圧器（ネオントランス）	⑤その他汚染物等
	柱上トランス	柱上変圧器（柱上トランス）	（低濃度のため対応なし）
コンデンサー類	高圧コンデンサ	コンデンサー（3kg以上）	②大型コンデンサー等
	低圧コンデンサ	コンデンサー（3kg以上） コンデンサー（3kg未満）	②大型コンデンサー等（10kg以上） ④小型変圧器・コンデンサー（10kg未満）
	家電製品部品	コンデンサー（3kg未満）	④小型変圧器・コンデンサー
	照明用コンデンサ	コンデンサー（3kg未満）	④小型変圧器・コンデンサー
	小型電気機器	コンデンサー（3kg未満）	④小型変圧器・コンデンサー
	電圧不明コンデンサ	コンデンサー（3kg以上） コンデンサー（3kg未満）	②大型コンデンサー等（10kg以上） ④小型変圧器・コンデンサー（10kg未満）
安定器類	蛍光灯安定器	蛍光灯安定器	③安定器
	ナトリウム灯安定器	ナトリウム灯安定器	③安定器
	水銀灯安定器	水銀灯安定器	③安定器
	安定器	安定器（用途不明）	③安定器
その他	ポリ塩化ビフェニル	その他PCBを含む油	（廃PCB等は表外であり対応なし）
	柱上トランス油	柱上変圧器油（柱上トランス油）	（低濃度のため対応なし）
	トランス油	変圧器油（トランス油）	（廃PCB等は表外であり対応なし）
	熱媒体PCB油	熱媒体油	（廃PCB等は表外であり対応なし）
	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCBを含む油）	変圧器油（トランス油） コンデンサー油 熱媒体油 その他PCBを含む油	（廃PCB等は表外であり対応なし）
	PCBを含む油	変圧器油（トランス油） コンデンサー油 熱媒体油 その他PCBを含む油	（廃PCB等は表外であり対応なし）
	PCBを含む塗料	その他	⑤その他汚染物等

	特措法上の旧用語	特措法上の新用語	基本計画 <sup>(※)</sup> における「高濃度PCBに係る発生量、保管量及び処分量見込表」に対応する用語
その他	感圧複写紙	感圧複写紙	⑤その他汚染物等
	その他紙	その他	⑤その他汚染物等
	ウエス	ウエス	⑤その他汚染物等
	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ウエス）	ウエス	(低濃度のため対応なし)
	汚泥	汚泥	⑤その他汚染物等
	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（汚泥）	汚泥	(低濃度のため対応なし)
	砂利	その他	⑤その他汚染物等
	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（砂利）	その他	(低濃度のため対応なし)
	リアクトル	リアクトル	①大型変圧器等
	放電コイル	放電コイル	①大型変圧器等
	サーボアブソーバー	サーボアブソーバー	②大型コンデンサー等
	計器用変成器	計器用変成器	①大型変圧器等
	遮断器	(その他電気機械器具)	①大型変圧器等
	開閉器	(その他電気機械器具)	①大型変圧器等
	継電器	(その他電気機械器具)	④小型変圧器・コンデンサー
	整流器	整流器	①大型変圧器等
	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（トランス、コンデンサ等）	変圧器（トランス） コンデンサー（3kg以上） コンデンサー（3kg未満）	(低濃度のため対応なし)
	誘導電圧調整器	(その他電気機械器具)	①大型変圧器等
	ラジエーター	(その他電気機械器具)	①大型変圧器等
	ブッシング	(その他電気機械器具)	①大型変圧器等
	X線装置	(その他電気機械器具)	②大型コンデンサー等
	その他の電気機器	その他電気機械器具	②大型コンデンサー等（10kg以上） ①大型変圧器等（10kg以上） ④小型変圧器・コンデンサー（10kg未満）
	金属系汚染物	その他	⑤その他汚染物等
	非金属系汚染物	その他	⑤その他汚染物等
	PCBを含む排水	その他	⑤その他汚染物等
	複合汚染物	その他	⑤その他汚染物等
	その他汚染物	その他	⑤その他汚染物等

※ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成28年7月26日閣議決定）」